

# 放課後等ディイサービス 感染症対策 業務継続計画 (BCP)

事業所名	エスタディオ西八王子 エスタディオスポーツ狭間 ◇エスタディオ西八王子 〒193-0832 東京都八王子市散田町 4-15-9 け やきビル 101
所在地	◇エスタディオスポーツ狭間 〒193-0941 東京都八王子市狭間町 1455-2 サイ トピア 1F
策定年月日	令和 4 年 10 月 1 日
最終改訂年 月日	令和 7 年 2 月 1 日
適用範囲	本事業所のすべての利用者および職員

## 1. 基本方針と目的

**目的** 感染症の発生・蔓延時にも、利用児童の安全確保を最優先とし、かつ、地域の生活を支える最低限のサービスを継続的に提供する。

**対象とする感染症** 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等、集団感染リスクの高い感染症全般。

1. 利用児童の安全確保（感染拡大防止と重症化リスクへの配慮）

**基本方針** 2. サービスの継続（最低限必要な機能の維持）

3. 職員の安全確保（職員の生活・生命の維持）

## 2. 平常時の対応（備え）

### 2-1. 組織体制

役割	氏名/職種	連絡先	責務の概要
----	-------	-----	-------

BCP 責任者 代表社員 070-3189-8340 BCP の発動・解除の判断、対外的な報告、指揮命令。

実務担当者 管理者 各事業所 備蓄品の管理、衛生管理指導、研修・訓練の企画。

### 2-2. 職員の健康管理と出勤基準（平常時）

項目	基準
----	----

毎日の健康チェック 出勤前に検温し、発熱や体調不良がないか確認する。

出勤前の体調不良 症状がある場合は、出勤を控え、BCP 責任者に連絡し、医療機関を受診する。

日常的な衛生管理 標準予防策に基づき、手洗い・手指消毒、咳エチケット、\*\*マスク着用（場面に応じて）\*\*を徹底する。

### 2-3. 研修・訓練計画

実施内容	参加者	実施時期	目的
------	-----	------	----

嘔吐物処理の実技 全職員 年 1 回 緊急時の対応手順の習熟と感染拡大防止。

机上訓練 管理者・リーダー職 年 1 回 職員が不足した場合の優先業務の割り振りシミュレーション。

## 2-4. 備蓄品の確保・管理

品目	備蓄基準	管理場所	定期点検日
サージカルマスク	2ヶ月分（職員1日2枚換算）	事務所内備蓄庫	毎月 1日
防護服/ガウン	職員全員が5回使用できる枚数	事務所内備蓄庫	毎月 1日
次亜塩素酸ナトリウム液 嘔吐物処理用として 500ml 3本	清掃用具棚		毎月 1日

## 3. 緊急時の業務継続体制（感染発生時の対応）

### 3-1. 職員の出勤停止基準と復帰基準（発動時）

状況	出勤停止基準	復帰基準
① 37.5°C以上 停止：37.5°C以上の発熱、咳、強い	復帰：症状が軽快し、解熱後 24 時間以上が経過し、	
の発熱・症状 倦怠感、味覚・嗅覚障害などの感染	かつ、医療機関の受診結果に基づき管理者が安全と判	
あり 症が疑われる症状がある場合。	断した場合。	
② 確定診断 停止：医療機関や保健所から**陽性者（陽性者）	復帰：国が示す療養解除基準（例：発症日を0日として5日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過）を遵守し、管理者が復帰を許可した場合。	
③ 濃厚接触者	停止：保健所の指示または事業所の判断**により濃厚接触者と特定され、その期間中に無症状であったことを確認できた場合。	復帰：保健所等の指示に基づく待機期間が終了し、かた場合。待機期間中も毎日の健康チェックを義務化する。

### 3-2. 優先業務の決定（リソース不足時の対応）

業務レベル	業務内容	継続の判断基準	担当者の代替案
レベル 1 (最優先)	医療的ケア、バイタルサインチェック、食事/排泄介助、保護者への連絡。	職員が 50% 以下の出勤でも絶対継続。	管理者、看護師を最優先で配置し、他の業務は全面的に切り捨てる。
レベル 2 (重要)	個別支援計画に基づく機能訓練、送迎サービス。	職員が 60% 以上の出勤の場合、可能な範囲で実施。	送迎サービスは休止し、保護者による送迎への協力を依頼する。
レベル 3 (縮小・中止)	大人数での集団活動、外部講師によるイベント。	職員不足時は全面的に中断し、個別・少人数での活動に切り替える。	

### 3-3. 初動対応とサービス縮小・休止基準

状況	BCP 発動/対応レベル	初動対応
感染者発生	レベル 2 (サービス縮小)	1. BCP 責任者へ直ちに報告。 2. 保健所・自治体へ報告し、指示を仰ぐ。 3. 感染者/接触者の接触範囲を特定し、消毒と隔離を行う。 4. 保護者へ事実を速やかに情報提供する。
職員体制崩壊	レベル 3 (サービス休止)	職員の感染・濃厚接触により、出勤可能な職員が配置基準の 50% を下回る場合、緊急一時休止を検討する。

### 3-4. 外部との連携・情報伝達

連携先	連絡手段	情報提供内容
保健所	電話 (042-645-5111)	感染者の発生状況、濃厚接触者の特定状況、事業所の対応方針。
保護者	一斉メール、電話	サービス提供状況の変更、利用再開の目途、利用者への影響の有無。

## 4. 復旧・再開

1. **収束の判断:** BCP 責任者が、保健所の指示や助言に基づき、感染拡大リスクが十分に低下したと判断した場合。
2. **再開の周知:** 保護者、職員に対し、再開日時、再開後のサービス形態（当面は短時間利用とするなど）を明確に伝達する。
3. **事後検証:** 再開後、速やかに今回の対応（特に職員の欠勤対応とリソース配分）について検証会議を実施し、BCP とマニュアルの改訂ポイントを洗い出す。